

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、並びに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、東証グロース上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	3,342,700	29.12
ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社	1,277,300	11.13
東京センチュリー株式会社	777,300	6.77
株式会社ファミリーマート	668,100	5.82
エムエスアイビ-クライアントセキュリティ-ズ (常任代理人モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	394,900	3.44
大阪瓦斯株式会社	358,500	3.12
加賀電子株式会社	300,000	2.61
株式会社SBI証券	242,538	2.11
TIS株式会社	222,700	1.94
日本生命保険相互会社 (常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	222,700	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

ソニーグループとの関係性について

ソニーグループ株式会社は、当事業年度末日における当社の発行済株式総数の40.2% (間接保有分を含む) を保有しております。

ソニーグループにおける当社グループの位置づけについて

主にソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社との間でMVNEサービスの提供取引等を行っておりますが、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社がその他の関係会社であることによる事業上の制約はなく、当社グループの経営方針、事業展開及び個々の取引については独立した意思決定によっており、一定の独立性が確保されていると認識しております。

しかしながら、当社グループの経営方針についての考え方や利害関係がソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社等との間で常に一致するとの保証はなく、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社による当社グループの議決権行使及び保有株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需給バランスに影響を与える可能性があります。

また、当社はソニーグループ株式会社を中心とした企業集団に属しております。ソニーグループ株式会社の完全子会社であるソニー株式会社の完全子会社(ソニーグループ株式会社の完全孫会社)として当社株式を直接保有するその他の関係会社であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(当事業年度末における当社グループの発行済株式総数の29.1%を保有)は「エンタテインメント・テクノロジー & サービス」セグメント(当事業年度末時点)に区分されております。

当社グループの事業に係るソニーグループ内における競合は生じておらず、また現時点では今後発生する予定はないものと認識しておりますが、将来的にソニーグループの経営方針に変更が生じた場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、現在、当社グループにおいてソニーグループ各社よりの出向などの受入は行っておりません。

ソニーグループ各社との取引について

ソニーグループ各社との取引については、一般株主との間に利益相反リスクが存在いたしますが、リスク顕在化防止策として、独立社外取締役で構成される関連当事者取引委員会を設置しております。関連当事者取引委員会において関連会社等との取引の合理性と取引条件の妥当性を審議し、取締役会に答申することにより、公平性・透明性・客観性を強化し、一般株主の利益に十分配慮した対応を実施しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺 潤	他の会社の出身者											
小林 泰平	他の会社の出身者											
湯浅 壘道	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 潤			同氏は通信業界の経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続きその経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できると判断し、当社の経営の監督機能の強化に貢献していただけることを期待したためであります。
小林 泰平			同氏は株式会社Sun Asteriskの創業メンバーとして経営に携わっており、上場したベンチャー起業の経営者としての知見を有するだけでなく、同社グループの成長をリードする豊富な経営経験を有しており、引き続き当該知見を生かして当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待したためであります。
湯浅 壘道			同氏は、九州国際大学法学部教授、同副学長、情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授を歴任し、現在は明治大学専門職大学院ガバナンス研究科長として情報セキュリティに対する深い知見を有するだけでなく、総務省情報通信制作研究所特別研究員などを務めた経験より通信分野における広い知識と経験を有しており、引き続きその知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は当社の取締役の指名、個人別の報酬等の額の決定について、手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図る目的で、任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は小林泰平取締役(社外取締役)を委員長とし、湯淺壘道取締役(社外取締役)、峯村竜太代表取締役の合計3名で構成され、年に1回以上開催しており、取締役の指名、報酬等の額又はその算定方法の決定に関して検討を行い、指名報酬委員会としての検討結果を取締役に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査部門と常に緊密な連携を保ち、監査の方法及び結果についての報告を受けるとともに、その監査を活用し、監査の品質向上と効率化を図っております。監査役と内部監査部門の間では定期的に情報交換会を実施して情報連携を図るとともに、会計監査人・内部監査部門とは少なくとも四半期ごとに会議を開催し、監査方針・計画、会計監査、内部統制に係る情報連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栞山 千勢	公認会計士													
青木 常子	他の会社の出身者													
平井 彩	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗山 千勢			<p>同氏は監査法人で製造業、小売業、ITサービス業における会計監査及び内部統制監視に従事した経験を有するだけでなく、公認会計士としての資格と豊富な経験を有し、現在はデジタルアーツ株式会社にて社外取締役(監査等委員)を務めております。同氏の知識と経験に基づき当社経営を監視していただくとともに、独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、経歴等から一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。なお、本報告書提出日現在、当社の株式1,700株及び新株予約権17個(1,700株)を保有しておりますが、それ以外に当社との間で、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。</p>
青木 常子			<p>同氏は、金融機関での勤務を経てベンチャーキャピタルに参画し、長年にわたり成長企業へのアドバイザリー業務に従事しており、現在は、モビルス株式会社の社外監査役及び小津産業株式会社の社外取締役を務めております。同氏の知識と経験に基づき当社経営を監視していただくとともに、独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、経歴等から一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。なお、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。</p>
平井 彩			<p>同氏は大手法律事務所においてM&A及び一般企業法務案件を担当した後、大手国内企業のインハウスロイヤーとして国内外の投資案件や新規事業案件を担当し、現在は三浦法律事務所のパートナー、株式会社テクニスコにて社外監査役、株式会社ADKホールディングスにて社外取締役(監査等委員)を務めており、主に一般企業法務他、幅広い分野での知識と経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社経営を監視していただくとともに、独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、経歴等から一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。</p> <p>なお、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では優秀な人材を社外役員として確保するため、社外役員が萎縮せずに能力を発揮できる環境を整備する目的で、社外役員の責任限定制度を採用しております。なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりま

せんが、選任にあたっては会社法及び株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の独立性に関する判断基準等を参考とし、高い専門性や豊富な経営経験を有していること等の検討を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長および中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績と当社の役員等が受ける利益とを連動させることにより、対象者にインセンティブを与え、当社の業績を向上させることを目的とし、ストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

決定方針の内容の概要

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬を支払うこととする。但し、将来的には、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うため、業績連動報酬等および株式報酬の導入も検討するものとする。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にて定めるものとする。取締役会は指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役会は当該答申の内容を踏まえ個人別の報酬額を決議する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役を含むすべての取締役・監査役に対し、取締役会の開催日程および議題について招集手続きに従い事前に各議案の審議に必要な説明および資料の提出を行い、事前に質問があった際は対応を行うなど取締役会における議論の活性化を図っています。また、社

外監査役に対しても監査役会資料の事前送付のほか、監査役監査状況の月次での共有、情報提供を行っております。さらに、取締役会・監査役会以外の場においても、関連当事者取引委員会・指名報酬委員会・独立役員MTG等の社外取締役および社外監査役の関与する会議体に関して直接コミュニケーションを図り、情報連携・問題意識の共有を行い事業戦略・経営状況について、適宜情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役3名)で構成され、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた時に臨時取締役会を都度開催しております。取締役会の議長は、代表取締役が務めております。なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監視を行っております。

b. 監査役会

当社は常勤監査役を1名(うち社外監査役1名)、非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)を選任しており、監査役会規程に従い、原則月1回、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会の議長は、常勤監査役が務めております。監査役会では、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、職務経験や専門的な見地より経営監視をしております。また、常勤監査役は取締役会やその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

c. 指名報酬委員会

当社は当社の取締役の指名、個人別の報酬等の額の決定について、手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図る目的で、任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は小林泰平取締役(社外取締役)を委員長とし、湯浅壘道取締役(社外取締役)、峯村竜太代表取締役の合計3名で構成され、年に1回以上開催しており、取締役の指名、報酬等の額又はその算定方法の決定に関して検討を行い、指名報酬委員会としての検討結果を取締役に答申しております。

d. 関連当事者取引委員会

社外取締役2名で構成され、関連当事者取引について取引の合理性(必要性)と取引条件の妥当性を審議し、取締役会に答申することにより、ガバナンス機能強化に資することを目的として2024年6月に設置された任意の諮問機関であります。公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

e. 執行役員

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。

f. リスク・コンプライアンス委員会

当社では「リスク・コンプライアンス規程」を定めており、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制を構築しております。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし執行役員、本部長、室長、部長、常勤監査役で構成されております。各社員は、例えば、リスクが現に生じ、又は生じるおそれがあると認識したときは、直ちに所属長に報告することとしております。さらに、所属長から報告を受けた担当部門長は、リスクの状況、リスク管理対策及び進捗状況を把握し、担当執行役員、管理業務管轄部門長及び代表取締役に報告することとしております。

g. 内部監査室

代表取締役の直轄組織として他の機関等から独立して内部監査室を設置し、監査を実施しております。また、内部監査室と監査役、会計監査人は適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

h. 会計監査人

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

i. 経営会議

代表取締役、執行役員社長、執行役員、本部長、室長、部長、常勤監査役による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の構成において、独立した立場の社外取締役を置くことで、経営の客観性と透明性を確保しております。また、監査役会は、全員が社外監査役となっており、独立した客観的な立場から経営者に対して意見を述べるができるよう、経営に対する監視・監督を強化しております。さらに、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図っております。これらの機関が相互に連携することによって、経営の健全性及び透明性を維持し、内部統制及びコンプライアンス遵守の徹底が確保できるものと認識しており、現行の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日の選択に努めてまいります。また、可能な限り多くの株主とコミュニケーションを図るため、オンラインとオフラインのハイブリッド型の株主総会としての実施も今後検討すべき事項と考えております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会においてインターネットによる議決権の行使の方法を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーについては、当社ホームページ上のIRページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、状況に応じて検討する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にあナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な検討を行っておりませんが、株主構成を考慮しながら検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上のIRページにて、決算短信、有価証券報告書、半期報告書、その他開示資料を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示の責任者は経営戦略本部を管掌する執行役員であり、IRに関する部署は経営戦略本部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「世界を変える、そのイノベーションのそばに。」をビジョンとして掲げ、テクノロジーで事業のポテンシャルを解放することを使命とし、世界を変えるイノベーションを支えるテクノロジーカンパニーを目指しています。私たちは、ソニーグループで培ってきたケイパビリティを活用し、テクノロジーを身近なものにしていきます。そのために、イノベーション創出を目指すあらゆる企業に対して、アクセシビリティが高い、最先端のテクノロジープラットフォームを提供してまいります。そして、ステークホルダーの皆さまとともに、誰もがイノベーションを引き起こすことのできる豊かな世界を共創していきたいと考えています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「世界を変える、そのイノベーションのそばに。」をビジョンとして、テクノロジーによって、お客様のエネルギー利用の効率化やCO2排出量の削減などに貢献することでCSR活動を成しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家の皆さまとの信頼関係の構築を経営の最重点事項と位置づけ、企業価値経営の実践、積極的な情報開示、コミュニケーションの充実に対応すべく、フェアディスクロージャーポリシーを制定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役員職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

< 体制整備に関する決定事項 >

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的としたリスク・コンプライアンス規程及び企業行動規範を制定し、法令、定款、社内規程等に則った業務執行を行う。
- (2)内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- (3)内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- (4)会社規程集(定款を含む)を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程、知的財産管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)損失の危険(以下、「リスク」という。)の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク・コンプライアンス規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
- (2)各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に代表取締役を長とし執行役員、本部長、室長、部長、常勤監査役で構成され、リスク・コンプライアンス管理について協議・検討する組織であるリスク・コンプライアンス委員会に報告する。
- (3)内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)執行役員規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
- (2)各組織単位に業務執行取締役又は執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、毎月業務執行状況を取締役会に報告する。
- (3)決裁規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- (4)社長、業務執行取締役、執行役員、本部長、部長による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

5. 監査役補助人に関する事項

- (1)監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、監査業務の補助に当たらせる。
- (2)監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
- (3)監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- (4)監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

6. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)当社及び子会社の取締役並びに使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
- (2)監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
- (3)重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
- (4)監査役に報告を行った者に対し、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。
- (5)監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- (6)内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2)内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- (3)財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役社長に報告する。
- (4)必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

8. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社において、損失の危険の管理、取締役による効率的な職務執行、取締役及び使用人による法令及び定款に適合した職務執行、並びに取締役の職務執行状況の当社への報告が適切になされるよう、以下の取組みを行う。

- (1)子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
- (2)子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において、事前に審議し、事後に報告を受ける。
- (3)内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
- (4)監査役会は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、必要に応じ、子会社に対し、事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び子会社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対応規程において「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を定めております。また、当社及び子会社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。更に、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万一に備えた体制整備に努めております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



